

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令」等の概要について

1 改正の背景

令和6年4月で特定技能制度の開始から5年が経過し、令和6年度中（同年5月以降）に特定技能1号の外国人が在留期間の上限である通算5年を迎えるため、現在特定技能1号で就労する外国人のうち、特に優れた資質を有する人材の定着を促進する必要性に鑑み、所要の見直しを行う。

2 改正の概要

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第2号に規定する法務省令で定める熟練した技能について、対象となる特定産業分野を2分野としていたものを11分野とするため、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令について所要の整備を行う。

これに伴い、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件についても所要の整備を行う。

3 今後の予定

公布日：令和5年8月末頃（予定）

施行日：公布の日（予定）